

告 示

埼玉県告示第九百十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―六―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川越市大字増形字中久保七百六十番地二 他四百一筆

埼玉県狭山市大字柏原字北通百二十六番地一 他八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二万九千六十八立方メートル